

京都市区役所支所設置条例の一部を改正する条例(平成22年10月12日
京都市条例第14号)(文化市民局市民生活部区政推進課)

伏見区役所深草支所の所管区域内の既に廃止された町について,規定を
整備することとしました。

この条例は,平成22年10月12日から施行することとしました。

京都市区役所支所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 10 月 12 日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 14 号

京都市区役所支所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所支所設置条例の一部を次のように改正する。

伏見区役所深草支所の項中「，深草八反田町，深草陵町，深草松本町，深草カラメ町，深草小森町」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(文化市民局市民生活部区政推進課)